

富士見荘短期入所生活介護事業所運営規程

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人みちのく協会が開設する富士見荘短期入所生活介護事業所(以下「事業所」という。)が行う指定短期入所生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 富士見荘短期入所生活介護事業所
- (2) 所 在 地 岩手県八幡平市松尾寄木第 1 1 地割 1 3 番地 1

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 1名
医師は、常に利用者の健康状況に注意するとともに、健康保持のため適切な措置をとる。
- (3) 生活相談員 1名
生活相談員は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他援助を行う。
- (4) 介護職員又は看護師、若しくは准看護師(以下「看護職員」という。) 2名以上
看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のため適切な措置をとり、短期入所生活介護の提供に当たる。
- (5) 栄養士 1名
栄養士は、常に利用者の健康の状況に注意し、適切な栄養管理を行う。
- (6) 機能訓練指導員 1名
機能訓練指導員は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上

で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

- (7) 調理員その他の従業者 実情に応じた相当数
- (8) 前各号の職員は、特別養護老人ホーム富士見荘職員が兼務する。

(利用定員)

第 5 条 利用定員は次のとおりとする。

利用定員 8 名

(営業日及び営業時間)

第 6 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。
- (2) 営業時間 0 時 0 0 分から 2 4 時 0 0 分までとする。

(短期入所生活介護の内容及び利用料等)

第 7 条 短期入所生活介護の内容は次のとおりとし、短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法及び関係法令に規定する額とする。

- (1) 入浴、排泄、食事等の介護
 - (2) その他の日常生活上の世話及び機能訓練
- 2 次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けるものとする。
- (1) 食事負担額
 - (2) 居住費負担額
 - (3) その他、提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、その利用者に負担させることが適当と認められるものについては、その実施分当事業所においては別紙料金表に掲げるものとする。
- 3 前項の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意した旨の文書に署名（記名押印）を受けることにする。

(通常の送迎の実施地域)

第 8 条 通常の送迎の実施地域は、八幡平市、盛岡市玉山区、岩手町、葛巻町の地域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 9 条 利用者が、事業所を利用するときの留意事項は次のとおりとする。

- (1) けんか、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること
- (2) 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を排撃したりすること。
- (3) 指定した場所以外で火気を用いること
- (4) 事業所の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること
- (5) 故意又は無断で、事業所もしくは備品に損害を与え、またはこれを事業所外に持ち出すこと

(緊急時における対応方法)

第10条 事業所の従業者は、短期入所生活介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第11条 事業所の従業者は、常に災害を未然に防止するよう努めなければならない。

2 事業所は防火管理者を定め、非常災害その他緊急の事態に備え、定期的な消火、通報及び避難訓練を行うとともに、消火設備、非常放送設備等の点検に努めなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員等に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 介護職員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他の運営についての重要事項)

第13条 短期入所生活介護事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内

(2) 継続研修 年4回

2 従事者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらに秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人みちのく協会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

改正 この規程は、平成17年10月1日から施行する。

改正 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(第5条利用定員、第11条非常災害対策の新設、第8条通常の送迎の実施地域の改正、

別紙料金表の改正)

改正 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(別紙料金表の改正)

改正 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(別紙料金表の改正)

改正 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(別紙料金表の改正)

改正 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(第5条利用定員の変更)

改正 この規程は、平成26年12月6日から施行する。

(第4条職員の職種、員数、及び職務内容の変更)

改正 この規程は、平成29年12月9日から施行する。

(第7条短期入所生活介護の内容及び利用料等の変更)

改正 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(第12条虐待防止に関する事項の新設)

改正 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(別紙料金表 (2) その他の料金(電化製品持ち込み料)の変更)

別紙料金表

(1) 基本料金

- ①施設利用料金 厚生労働大臣が定める基準による。
- ②食費 厚生労働大臣が定める基準による。
- ③居住費 厚生労働大臣が定める基準による。
- ④管理費 徴収しません。

(2) その他の料金

- ①行事、レクリエーション費 材料代、入園料等の実費
- ②理美容費等 1回 2,000円
- ③複写物の交付料 1枚 10円
- ④買い物サービス費 1回 100円
- ⑤電化製品持ち込み料 1日 30円